

社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会は、次世代育成支援対策推進法(次世代法)\*<sup>1</sup> 及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)\*<sup>2</sup> に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定しましたので、公表いたします。

## 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和8年4月1日から 令和14年3月31日までの6年間

### 目標1（次世代法、女性活躍推進法）

女性の育児休業取得率 100%を継続し、男性の育児休業または育児目的の休暇取得率を 30%以上にする。

#### 【目標を達成するための方策と実施時期】

令和8年4月～ 当会の育児に関する制度について、文書配付により全職員に周知し、円滑な制度利用及び職場復帰ができる風土づくりを図る。

### 目標2（次世代法）

職員の月平均所定外労働時間を 20 時間未満に抑える。

#### 【目標を達成するための方策と実施時期】

令和8年4月～ 所定外労働時間の実績データを所属長等に送付する（2 か月分ごと）。所属長は所定外労働の実態を把握し、所定外労働時間20時間以上の月が2 か月以上継続した職員について、必要に応じて面談を行い、対応策を検討する。

### 目標3（女性活躍推進法）

管理職（所長以上）に占める女性職員の割合を50%以上に維持する。

#### 【目標を達成するための方策と実施時期】

令和8年4月～ 管理職候補の職員に向けて、管理職の心構えやマネジメントに関する研修などを実施し、自身のキャリアについて考える機会を提供する。  
仕事と介護、仕事と育児の両立を叶えながらキャリアアップを目指せるように、当会における支援制度の周知や所属長との定期的・継続的な面談を実施し、介護・育児を理由とした離職を防止する。

### 目標4（次世代法、女性活躍推進法）

常勤職員の年次有給休暇の年間取得日数を10日以上にする。

#### 【目標を達成するための方策と実施時期】

令和8年4月～ 年次有給休暇の取得促進のため、取得目標日数を掲示等により職員へ周知する。  
令和9年1月～ 前年の取得状況を把握し、取得日数が少ない職員に対して所属長が取得を勧奨する。

\*1 次世代育成支援対策推進法は、急速な少子化に対応し、育児と仕事を両立できる環境を整備・充実させることを目的とした法律です。

\*2 女性活躍推進法は、女性が社会で活躍しやすい環境をつくることを目的とした法律です。